

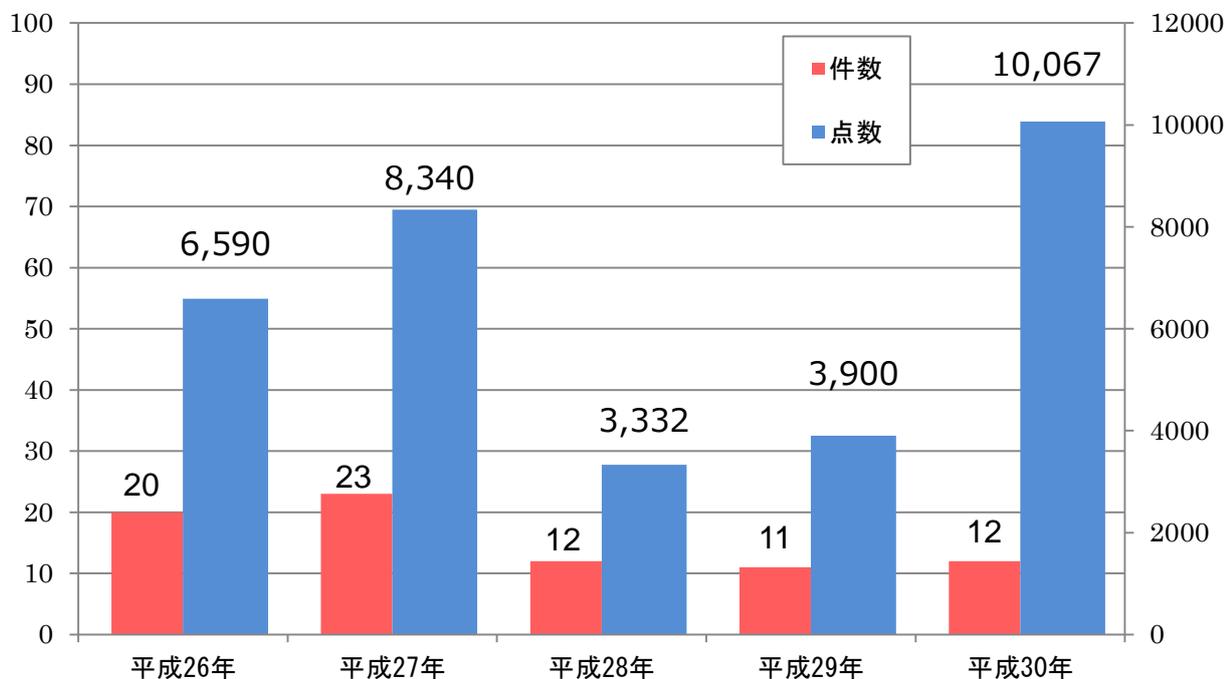
～ 神戸税関における知的財産侵害物品の差止状況 ～

【平成30年分】

財務省及び税関では毎年、偽ブランド品等の知的財産侵害物品の差止状況について集計を行っております。神戸税関においても、今般、平成30年1月から12月までの状況について取りまとめましたのでお知らせいたします。

平成30年1月から12月までの間に、神戸税関で差止めた知的財産侵害物品は、12件（平成29年は11件）、10,067点（平成29年は3,900点）でした。税関では、国民生活の安全・安心及び健全な経済の発展のため、今後も知的財産侵害物品を厳しく取り締まってまいります。

1. 神戸税関における知的財産侵害物品の輸入差止実績（平成26年～30年）



（注）「差止件数」及び「差止点数」は、神戸税関が差止めた知的財産侵害物品に係る一般貨物の件数及び点数をそれぞれ計上したものです。

（参考）平成30年における輸出差止件数は1件（同差止点数は2点）でした。（平成29年は0件）

2. 知的財産侵害物品の取締りの概要

知的財産侵害物品は、関税法第 69 条の 2 及び第 69 条の 11 により輸出入してはならない貨物と定められており、税関で取締りを行っています。

取締りの対象となるのは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品、及び不正競争防止法違反物品です。（輸出は、回路配置利用権を除く。）

3. 平成 30 年における差止めの状況

（1）仕出国（地域）別

仕出国別では、昨年と同様、中国仕出しの貨物からの発見が 10 件と最多となっており、ベトナム及びタイ仕出しの貨物からの発見が各 1 件ありました。

（2）権利別

権利別では、商標権を侵害するものが 6 件、著作権が 5 件、意匠権が 2 件となっております。権利別の点数では、商標権が 1,172 点、著作権が 255 点、意匠権が 8,640 点でした。

（3）品目別

品目別の件数では、玩具類、衣類、電気製品、帽子類及び靴類が各 2 件、バッグ類、布製品及び自動車付属品が各 1 件、その他の品目が 4 件でした。品目別の点数では、玩具類が 8,640 点、衣類が 757 点、電気製品が 280 点、帽子類が 112 点などとなっています。

4. 差止品目について

実際に神戸税関で差止めた貨物の例を紹介します。

（1）商標権（衣類）



(2) 意匠権 (玩具)



(3) 著作権 (靴の中敷)



[全国版差止実績はコチラから](#)

【お問い合わせ先】
神戸税関総務部
税関広報広聴室
078-333-3028

税関知的財産啓発ポスター「それ、ホントに大丈夫？」



本物そっくりだし…
だって安いし…
NICE
ネットで簡単に買えたし…
バシないでしょ…
誰にも迷惑かけてないし…
なんか面白いし…

ニセモノだけど 買った

それ、ホントに大丈夫？

近年ではインターネットやSNSの急速な発展により、誰でも簡単にニセモノが購入できるようになり、商品が海外から送られてくる事例も増えています。

知的財産を侵害する物品であると認定された場合、
税関により没収され、日本への持ち込みができません

また、以下のような重い罪に問われる場合があります。
「10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方」

税関は、知的財産侵害物品の輸入を水際で取り締まっています。

<http://www.customs.go.jp>
知的財産侵害物品 検索

特設サイトはこちら

買入人は、**No!** 侵害品 准付税

FAKE ZERO PROJECT
Duty Exemption, Smart Exemption, Exempt Customs

 **税関**
Japan Customs